

茅ヶ崎市居住支援協議会会則（案）

（名称）

第1条 この会は、茅ヶ崎市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、外国籍の者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、茅ヶ崎市における市民の健やかな暮らしと豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の協議等を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- (3) 既存の住宅資源を活用した住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

（会員）

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 会員として加入を希望する個人又は団体は、第7条において規定する会長に入会を申込み、会長の承認を得なければならない。
- 3 会員は、本会を退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

（事務局）

第5条 本会の事務局は、茅ヶ崎市都市部都市政策課に置く。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合、開催することができる。
- 3 本会には、個別の事項を検討、協議するための部会を置くことができる。
- 4 部会の設置については、会議において定める。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(役員の種類及び選任)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、会員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 その他の役員は、会議で選任する。

4 役員は、無報酬とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し総会を招集して議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(秘密の保持)

第10条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、令和4年4月 日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	団体名等
不動産関係・協力不動産店等	茅ヶ崎市居住支援協力不動産店
福祉関係・居住支援団体等	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 翔の会 社会福祉法人 碧 一般社団法人 茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会 公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 あんしん壱番館
茅ヶ崎市関係課	福祉部 福祉政策課 福祉部 生活支援課 福祉部 障がい福祉課 福祉部 高齢福祉介護課 こども育成部 子育て支援課 こども育成部 こども育成相談課 都市部 都市政策課 建設部 建築課 保健所 保険予防課